

経済産業省

24高圧第5号

平成24年10月12日

兵庫県
産業保安課

24.10.17

CNG自動車燃料装置用容器のくず化作業における事故の防止について（要請）

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室長

本年9月4日、宮城県に所在するエルピーガスの充填、容器再検査及び容器のくず化作業を行っている事業所において、電動工具を使用してCNG（圧縮天然ガス）自動車燃料装置用容器の切断作業を行っていたところ、容器が爆発し、従業を行っていた1名が死亡、付近にいた1名が軽傷を負うという事故が発生しました。

当該容器にCNGは入っていないとの情報に基づき、自ら残量やその圧力を確認せずに電動工具で切断しようとしたため、容器が内圧に耐えられなくなり爆発した可能性が高いと推定されます。なお、当該容器には容器内のガス残量を示す残量計等がありませんでした。また、当該事業所では、CNG自動車燃料装置用容器のくず化作業を行った経験が殆どなかったとのことです。

同様の事故の再発防止のため、下記の事項について、容器のくず化作業を行う事業者に対して注意喚起をします。

記

1. くず化作業を行う際は、当該作業を行う事業所において、容器の中のガスを完全に抜き取り、水等で置換し、完全にガスが入っていないことを確認した後、容器のくず化作業を実施すること。
2. くず化作業の経験のないガス成分が充填された容器及びくず化作業の経験のない型式の容器等については、くず化作業の方法やその手順等について、安全面で問題がないか、高圧ガス容器検査を行っている業界団体のマニュアル等で十分に確認した後、作業を実施すること。